大阪府難病医療協力病院選定要綱

（目的）

1. 本要綱は、「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築について」

（平成２９年４月１４日付け健難発０４１４第３号厚生労働省健康局難病対策課長通知）を踏まえ、身近な医療機関で医療の提供と支援を行う大阪府難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）を選定し、難病医療提供体制の整備を通じて、大阪府の難病対策全体の質の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において協力病院とは、第３条により、大阪府知事（以下「知事」という。）が選定した病院をいう。

（選定）

第３条　知事は、府内に所在する医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院のうち、以下の要件をすべて満たすものから、地域の実情を総合的に考慮し、協力病院を選定する。

1. 選定を受けようとする病院の代表者（以下「代表者」という。）が、「大阪府難病医療協力病院申請書」（様式第１号）を提出していること。

（２）別途定める「大阪府難病医療協力病院選定基準」で定める要件をすべて満たし、指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

２　知事は、選定を行った場合、「大阪府難病医療協力病院指定書」（様式第２号）により、代表者に対し、その旨を通知する。なお、指定期間については、指定日から令和１１年度末までとする。

３　知事は、協力病院が選定要件を満たさないと判断されるとき、または代表者から申し出があったときは選定を取り消すことができる。

４　協力病院の選定においては、協力病院の実績等を定期的に評価し、必要に応じて協力病院の見直しを行うこととする。

５　協力病院は、報告書（様式第３号）により、年１回診療実績等を知事に報告するものとする。

（役割）

第４条

１　大阪府難病診療連携拠点病院等との連携

（１）難病診療連携拠点病院等からの要請に応じて、難病の患者の受入れを行うこと。

（２）協力病院で確定診断が困難な難病の患者を難病診療連携拠点病院等へ紹介すること。

（３）難病診療連携拠点病院等が実施する研修へ参加すること。

２　地域及び保健所との連携

（１）地域の病院・診療所及び保健所等関係機関からの難病患者に関する相談や必要に応じて患者の受け入れを行うこと。

（２）地域において難病の患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受入れを行うこと。

　（３）保健所等関係機関が開催する難病に関する会議や研修等についての協力及び参加すること。

（府事業への協力）

第５条　府が行う難病対策の事業に積極的に協力すること。

附　則

この要綱は、令和元年１０月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

ただし、令和５年７月１日からの本要綱の施行に係る協力病院の指定期間は、令和６年４月１日以降の指定日から第３条の２に規定する期間までとし、また、令和元年度から令和５年度の間に指定を受けた協力病院の指定期日は令和６年３月３１日までとする。